

<日米の共同声明(平成25年2月22日)抜粋>

日本には一定の農産品、米国には一定の工業製品というように、両国ともに二国間貿易上のセンシティブティが存在することを認識しつつ、両政府は、最終的な結果は交渉の中で決まっていくものであることから、TPP交渉参加に際し、一方的に全ての関税を撤廃することをあらかじめ約束することを求められるものではないことを確認する。

<衆・参 農林水産委員会による決議

(衆:平成25年4月19日 参:平成25年4月18日)抜粋>

- 一 米、麦、牛肉・豚肉、乳製品、甘味資源作物などの農林水産物の重要品目について、引き続き再生産可能となるよう除外又は再協議の対象とすること。十年を超える期間をかけた段階的な関税撤廃も含め認めないこと。
- 八 交渉を進める中においても、国内農林水産業の構造改革の努力を加速するとともに、交渉の帰趨いかんでは、国内農林水産業、関連産業及び地域経済に及ぼす影響が甚大であることを十分に踏まえて、政府を挙げて対応すること。

<各国の関税撤廃率(品目ベース)>

他国に比べ、多くの関税撤廃の例外を確保

| | 日本 | 米国 | カナダ | 豪州 | NZ | シンガポール | メキシコ | チリ | ペルー | マレーシア | ベトナム | ブルネイ |
|-------|-----|------|-----|------|------|--------|------|------|-----|-------|------|------|
| 全品目 | 95% | 100% | 99% | 100% | 100% | 100% | 99% | 100% | 99% | 100% | 100% | 100% |
| 農林水産物 | 82% | 99% | 95% | 100% | 100% | 100% | 97% | 98% | 97% | 100% | 99% | 100% |

- TPP交渉にあたっては、国内生産に影響が出ないよう品目ごとに中身を一つ一つ精査し、多くの関税撤廃の例外を確保。
- 特に、農産物の重要5品目（コメ、麦、牛肉・豚肉、乳製品、甘味資源作物）を中心に、コメの国家貿易制度などの基本的な制度を維持するとともに、関税割当てやセーフガードの創設、長期の関税削減期間を確保。

<党大会での安倍総裁の演説(平成25年3月17日)抜粋>

日本は古来より、朝早く起きて、額に汗して田畑を耕し、水を分かち合い、五穀豊穡を祈ってきました。それが日本です。必ず私は日本の農業を、食を守ってまいります。

私は強欲を原動力とする市場主義経済の道をとってはならないと思います。日本は瑞穂の国です。道義を重んじ、真の豊かさを知る市場主義経済を目指して参ります。